

尼崎市清掃条例(昭和30年尼崎市条例第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。)の趣旨にのっとり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるとともに、廃棄物の発生の抑制、再使用(循環基本法第2条第5項に規定する再使用をいう。以下同じ。)及び再生利用(同条第6項に規定する再生利用をいう。以下同じ。)(以下「廃棄物発生抑制等」という。)による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会(同条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成を図ることを目的とする。

(令4条例32・全改)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って排出される一般廃棄物をいう。
- (2) 市民等 市民(本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。)、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 家庭系廃棄物 事業系一般廃棄物以外の一般廃棄物(規則で定めるものを除く。)をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(令4条例32・全改)

(市の責務)

第3条 市長は、市が定める一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に従って本市の区域内における一般廃棄物を適正に収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

2 市長は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量を推進し、及び廃棄物の適正な処理を確保するため、これらに関する市民等及び事業者の意識の啓発等を図らなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、市長は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

(平4条例40・追加、令4条例32・旧第2条の2繰下・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、製品の開発に当たって長期間使用することができるようその修理等の体制を併せて確保すること、商品の販売に当たって簡素な容器又は包装を用いること、食品ロスの削減(食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)第2条第2項に規定する食品ロスの削減をいう。以下同じ。)に取り組むこと等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。)及び再生品の使用に努めなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再使用又は再生利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再使用又は再生利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を提供すること、使用後の製品、容器等の回収策を講ずること等により、その製品、容器等の再使用又は再生利用の促進に努めなければならない。

5 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

6 事業者は、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難となる製品、容器等又はその廃棄物を自ら回収し、必要な措置を講じなければならない。

7 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理に関する技術の研究及び開発に努めなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、事業者は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量に努めるとともに、当該廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に係る市の施策に協力しなければならない。

(平4条例40・一部改正、令4条例32・旧第3条繰下・一部改正)

(市民等の責務)

第5条 市民等は、物品等の調達に当たって長期間使用することができるもの又は簡素な容器若しくは包装が用いられたものを選択すること、食品ロスの削減に取り組むこと等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければ

ばならない。

- 2 市民等は、自己が排出する廃棄物について再使用又は再生利用をすることができる物の分別を行うとともに、集団回収(自治会その他の営利を目的としない団体で市長の登録を受けたもの(以下「集団回収団体」という。))が再使用又は再生利用に供するために循環資源(循環基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。)で市長が別に定めるもの(以下「集団回収資源」という。以下同じ。))を収集し、及び保管することをいう。以下同じ。)その他の廃棄物の減量を目的とする市民等の自主的な活動に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、再生利用を促進するため、事業者が使用後の製品、容器等を回収することに協力するよう努めなければならない。
- 4 前各項に規定するもののほか、市民等は、廃棄物発生抑制等による廃棄物の減量に努めるとともに、当該廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理の確保に係る市の施策に協力しなければならない。

(令4条例32・追加)

(清潔の保持)

- 第6条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)(以下「占有者」という。))は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。
- 2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を紙くず、すいがら、建設廃材その他の廃棄物により汚さないようにするとともに清潔の保持に努めなければならない。
 - 3 空地の占有者は、その占有し、又は管理する空地に廃棄物が捨てられないよう囲いを設けるなどして当該地を適正に管理し、清潔の保持に努めなければならない。
 - 4 土木、建築等の工事の施行者は、不法投棄を誘発するおそれがないようその工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に管理しなければならない。

(令4条例32・旧第4条繰下)

(廃棄物の排出等)

- 第7条 家庭系廃棄物を排出しようとする者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法(以下「計画分別区分等」という。))に従いこれを排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 事業者は、一般廃棄物処理計画に定めるところに従い事業系一般廃棄物を処理しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で処分することができる一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。))第3条及び第4条の2に定める基準に準じて自ら処分するように努めなければならない。
 - 4 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物が危険性、毒性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有し、その他収集、運搬又は処分に支障があるものであるときは、市長の指示に従い適正に処理しなければならない。

(平4条例40・平11条例1・一部改正、令4条例32・旧第6条繰下・一部改正)

(廃棄物の排出等に係る勧告等)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出した者又は同条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を処理した事業者に対し、これらの規定を遵守すべきことを指導し、又は勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者が正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、当該者に対し、前条第1項及び第2項の規定を遵守すべきことを命ずることができる。

(令4条例32・追加)

(廃棄物の排出等に係る違反公表)

- 第9条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者(事業者に限る。以下「公表対象者」という。))が正当な理由なく当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表(以下「違反公表」という。))を行おうとする場合は、あらかじめ、当該違反公表に係る公表対象者に違反公表を行う旨及びその理由を通知するとともに、当該公表対象者が意見を述べ、及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 3 違反公表に係る命令対象者が意見を述べ、又は自己に有利な証拠を提出した場合においては、市長は、当該違反公表の際、当該意見及び証拠の内容を併せて公表しなければならない。

(令4条例32・追加)

(共同住宅の所有者等の義務等)

- 第10条 共同住宅(本市の区域内に存するもので賃貸借又は使用貸借の用に供するものに限る。以下この項において同じ。))の所有者若しくは区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。))第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。))又は共同住宅を管理する者として市長が別に定める者(以下「管理受託者等」という。))は、当該共同住宅の居住者に対し、家庭系廃棄物に係る計画分別区分等を周知しなければならない。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、共同住宅の所有者又は管理組合(区分所有法第3条に規定する団体をいう。))若しくは管理受託者等(以下「共同住宅の所有者等」という。))は、その共同住宅について家庭系廃棄物を排出すべ

き場所又は設備(以下「ごみ集積所」という。)を設けた場合は、当該ごみ集積所を清潔に保ち、適正に管理しなければならない。

- 3 市長は、共同住宅の所有者等に対し、その共同住宅に設けられたごみ集積所の適正な管理に必要な措置について指導することができる。

(令4条例32・追加)

(特定事業用建築物の所有者等の義務等)

第11条 全部又は一部を事業の用に供する建築物で規則で定めるもの(本市の区域内に存するものに限る。以下「特定事業用建築物」という。)の所有者若しくは区分所有者(事業の用に供する部分の区分所有権(区分所有法第2条第1項に規定する区分所有権をいう。)を有する者に限る。)又は特定事業用建築物を管理する者として市長が別に定める者(以下これらを「特定事業用建築物の所有者等」という。)は、市長が別に定めるところにより、廃棄物の減量及び適正処理に関する計画(以下「減量計画」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。当該減量計画を変更したときも、同様とする。

- 2 特定事業用建築物の所有者等は、その特定事業用建築物に係る減量計画の立案並びに当該減量計画に基づく廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、市長が別に定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。当該廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。
- 3 市長は、特定事業用建築物の所有者等が前2項の規定に違反し、又はその特定事業用建築物に係る減量計画に従って廃棄物の減量及び適正な処理に係る措置を講じていないと認めるときは、当該特定事業用建築物の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(令4条例32・追加)

(収集、運搬又は保管の禁止等)

第12条 市及び市長が指定する者(以下この条において「市等」という。)以外のものは、一般廃棄物処理計画に定めるところにより市等が収集すべき家庭系廃棄物のうち紙類、缶等で規則で定めるものを自ら収集し、運搬し、若しくは保管し、又は第三者(市等を除く。)にこれらの行為をさせてはならない。

- 2 集団回収団体を構成する者及び当該集団回収団体から集団回収資源を譲り受け、又は集団回収資源の運搬の委託を受けた者(以下「集団回収団体等」という。)以外のものは、当該集団回収団体による集団回収の用に供するために排出された紙類、缶等で規則で定めるものを自ら収集し、運搬し、若しくは保管し、又は第三者(当該集団回収団体等を除く。)にこれらの行為をさせてはならない。
- 3 市長は、前2項の規定に違反する行為(以下「禁止行為」という。)があったときは、当該禁止行為を行った者に対し、その後において禁止行為を行ってはならないことを指導し、又は勧告することができる。
- 4 市長は、前項の規定による指導又は勧告を受けた者がその指導又は勧告に従わないで禁止行為を行ったときは、当該者に対し、その後において禁止行為を行ってはならないことを命ずることができる。

(令4条例32・追加)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する手続)

第13条 市長は、法第9条の3第1項の規定による次に掲げる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の設置の届出又は同条第8項の規定による対象施設の変更の届出をするため、生活環境影響調査書(対象施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。)を作成したときは、その旨その他規則で定める事項を告示し、規則で定める場所において、当該生活環境影響調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「生活環境影響調査書等」という。)を当該告示の日から1月間公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

- 2 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を市長に提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見についての市の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、これを当該意見書を提出した者に送付するものとする。

(平11条例1・追加、平23条例19・一部改正、令4条例32・旧第7条繰下・一部改正)

(災害廃棄物処分受託者の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に関する手続)

第14条 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、法第9条の3の3第1項の規定による非常災害時対象施設(当該処分を行うための一般廃棄物処理施設で前条第1項第1号に該当するもの(本市の区域内に設置されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の設置の届出又は法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による非常災害時対象施設の変更の届出をするため、受託生活環境影響調査書(非常災害時対象施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。)を作成したときは、規則で定めるところにより、当該受託生活環境影響調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「受託生活環境影響調査書等」という。)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに、当該提出を行った者(以下この条において「提出者」という。)が受託生活環境影響調査書等を縦覧に供する旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る提出者は、規則で定める場所において、その提出に係る受託生活環境影響調査書等を当該告示の日から1月以内に非常災害の状況を勘案して市長が別に定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 第2項の規定による告示があったときは、当該告示に係る非常災害時対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に非常災害の状況を勘案して市長が別に定める期間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地からの意見書を当該告示に係る提出者に提出することができる。
- 5 前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の提出を受けた提出者は、当該意見書に記載された意見についての提出者の見解を記載した書類を作成し、遅滞なく、これを当該意見書を提出した者に送付しなければならない。

(令4条例32・追加・旧第7条の2繰下)

(他の市町村との協議)

第15条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、生活環境影響調査書を作成し、又は前条第1項の規定による提出を受けたときは、当該号に規定する区域を管轄する市町村の長に生活環境影響調査書等又は受託生活環境影響調査書等の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該市町村の住民に対する当該生活環境影響調査書等又は受託生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続の実施について協議するものとする。

(1) 対象施設又は非常災害時対象施設の全部又は一部が他の市町村の区域に属するとき。

(2) 対象施設又は非常災害時対象施設を設置し、又は変更することが生活環境に及ぼす影響についての調査の対象となる周辺地域に他の市町村の区域が含まれるとき。

(平11条例1・追加、令4条例32・旧第7条の2繰下・旧第7条の2の2繰下・一部改正)

(技術管理者の資格)

第16条 法第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項各号のいずれかに該当する者であることとする。

(平24条例12・追加、令4条例32・旧第7条の3繰下)

(一般廃棄物処理手数料)

第17条 一般廃棄物処理計画に基づき市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、占有者から別表第1に定める手数料を徴収する。ただし、占有者が一般廃棄物を尼崎市立クリーンセンターに搬入し、その使用料を納付した場合は、手数料は徴収しない。

2 手数料の徴収の基礎となる数量の認定は、市長が別に定める方法による。

3 前2項に定めるもののほか、手数料の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(昭49条例17・昭49条例22・平4条例40・平8条例13・平12条例28・平12条例52・一部改正、令4条例32・旧第8条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可申請手数料等)

第18条 法第7条第1項、第2項、第6項若しくは第7項若しくは第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可、許可の更新若しくは変更の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(昭60条例37・平4条例40・平12条例28・平13条例28・平13条例39・平16条例29・一部改正、令4条例32・旧第9条繰下)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第19条 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者、法第9条の2の4第1項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により当該認定の更新を受けようとする者、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、当該許可、認定、更新又は認可の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平12条例28・追加、平13条例39・一部改正、平23条例19・全改、令4条例32・旧第10条繰下)

(手数料の減免等)

第20条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、第17条第1項又は前2条の手数料を減免することができる。

2 第17条第1項又は前2条の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、第17条第1項の規定により徴収した手数料について市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平12条例28・追加、平13条例28・平13条例39・一部改正、令4条例32・旧第11条繰下・一部改正)

(報告の徴収、立入検査等)

第21条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

- 2 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者、事業者その他の関係者が占有し、所有権若しくは区分所有権を有し、若しくは管理する土地若しくは建物に立ち入らせ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。
- 3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(令4条例32・追加)

(尼崎市行政手続条例の適用除外)

第22条 第12条第4項の規定による命令については、尼崎市行政手続条例(平成8年尼崎市条例第1号)第3章の規定は、適用しない。

(令4条例32・追加)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平13条例28・一部改正、令4条例32・旧第12条繰下・一部改正)

(罰則)

第24条 第12条第4項の規定による命令に違反して禁止行為を行った者は、200,000円以下の罰金に処する。

(令4条例32・追加)

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(令4条例32・追加)

(過料)

第26条 市長は、第8条第2項の規定による命令を受けた者が、当該命令を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に、再度第7条第1項の規定に違反して家庭系廃棄物を排出し、又は同条第2項の規定に違反して事業系一般廃棄物を処理したときは、当該者に対し、2,000円以下の過料を科することができる。

(令4条例32・追加)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の尼崎市清掃条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中これに相当する規定があるときは、改正後の同条例によってなされたものとみなす。

付 則(昭和49年3月30日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分する一般廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に収集、運搬及び処分した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和49年3月30日条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年3月31日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に収集し、運搬し、及び処分した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料について適用し、同日前の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和52年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に収集し、運搬し、及び処分した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和53年2月20日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、運搬し、及び処分する犬、ねこ等の死体に係る手数料について適用し、同日前に収集し、運搬し、及び処分した犬、ねこ等の死体に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和56年3月27日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集する一般廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に収集した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料について適用し、施行日前の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年3月29日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集の申込みがあった一般廃棄物(事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿(以下「事業者排出し尿」という。)を除く。)及び施行日以後に収集する事業者排出し尿について適用し、施行日前に収集の申込みがあった事業者排出し尿以外の一般廃棄物及び施行日前に収集した事業者排出し尿については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料について適用し、施行日前の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年10月7日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年12月25日条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集の申込みがあった一般廃棄物(事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿(以下「事業者排出し尿」という。)を除く。)及び施行日以後に収集する事業者排出し尿について適用し、施行日前に収集の申込みがあった事業者排出し尿以外の一般廃棄物及び施行日前に収集した事業者排出し尿については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料について適用し、施行日前の許可の申請又は許可証の再交付申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成4年12月24日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年3月31日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集の申込みがあった一般廃棄物(事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿(以下「事業者排出し尿」という。)を除く。)及び同日以後に収集する事業者排出し尿について適用し、同日前に収集の申込みがあった事業者排出し尿以外の一般廃棄物及び同日前に収集した事業者排出し尿については、なお従前の例による。

付 則(平成8年2月28日条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
付 則(平成9年12月24日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集の申込みがあった一般廃棄物(事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿(以下「事業者排出し尿」という。))を除く。以下同じ。)及び同日以後に収集する事業者排出し尿について適用し、同日前に収集の申込みがあった一般廃棄物及び同日前に収集した事業者排出し尿については、なお従前の例による。

付 則(平成11年1月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月24日条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月26日条例第52号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年5月23日条例第28号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

付 則(平成13年10月3日条例第39号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月26日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集する事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿(以下「事業者排出し尿」という。))について適用し、同日前に収集した事業者排出し尿については、なお従前の例による。

付 則(平成22年3月30日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集するし尿について適用し、同日前に収集したし尿については、なお従前の例による。

付 則(平成23年6月23日条例第19号)

- この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第1条中尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月9日条例第12号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月25日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後に収集するし尿に係る手数料について適用し、同日前に収集したし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(令和4年7月13日条例第32号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1

(昭49条例17・昭51条例25・昭52条例17・全改、昭53条例11・昭56条例6・昭60条例24・昭62条例49・平5条例27・平9条例42・平12条例52・平13条例39・平16条例29・平22条例33・一部改正、平31条例20・全改、令4条例32・一部改正)

種別	手数料
1 臨時に収集する家庭系廃棄物、燃え殻等	1世帯1回ごとに1辺1.8メートルの立方体の体積に相当する量につき5,400円
2 家庭系廃棄物のうち、大型ごみとして規則で定めるもの	2,400円の範囲内で品目ごとに規則で定める額

3 臨時に収集するし尿	1回につき5,700円
4 事業活動に伴って1月平均600リットル以上排出されるし尿	1月につき16,800円(1月に収集したし尿(臨時に収集したものを含む。)の量が1,000リットルを超える場合は、16,800円に、その超える量について30リットルにつき840円として算定した額を加えて得た額)
5 犬、猫等の死体	1頭につき2,700円
摘要 1 臨時に収集する家庭系廃棄物のうちに大型ごみとして規則で定めるものが含まれる場合は、当該大型ごみに係る手数料は、無料とする。 2 1月に収集した事業活動に伴って排出されるし尿の量が1,000リットルを超える場合において、その超える量が30リットルに満たないとき又は当該量に30リットルに満たない端数があるときは、これらを切り捨てる。	

別表第2

(昭51条例25・全改、昭56条例6・昭60条例24・一部改正、昭60条例37・全改、昭62条例49・一部改正、平4条例40・全改、平12条例28・平13条例28・一部改正)

区分		手数料
一般廃棄物収集運搬業	許可申請手数料	1件につき 12,000円
	許可更新申請手数料	1件につき 12,000円
	変更許可申請手数料	1件につき 12,000円
	許可証再交付申請手数料	1件につき 6,000円
一般廃棄物処分業	許可申請手数料	1件につき 15,000円
	許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
	変更許可申請手数料	1件につき 15,000円
	許可証再交付申請手数料	1件につき 7,500円

別表第3

(平13条例28・追加、平23条例19・一部改正)

区分	手数料
一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 100,000円
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定申請手数料	1件につき 33,000円
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料	1件につき 94,000円
一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料	1件につき 94,000円